

町税は納期限内に納めましょう！

悪質な滞納者に対し滞納処分等を実施！

～ 12月は県下統一滞納整理推進月間です～

税金は、みなさんのために使われています。納め忘れがないか確認をお願いします。



町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。

税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行っていくこともありますので、納期限内に納付をお願いいたします。

税金を納期限までに納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されない場合は、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押え等 ※注の滞納処分を行う場合があります。

（※注 納期限までに納税がなく、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納者の財産を差押えしなければならない。と法律に定められています。）

滞納を放置しておくこと…延滞金がどんどん加算され、税金等の支払が高額になります。また、滞納処分を受けると社会的信用も失うなど不利益を受けることになります。

特別な事情等により納税が困難な場合や納付が遅れている方は、町民税務課までご相談ください。

平成29年度 差押え件数：67件

〈滞納処分の流れ〉

納期限

税金は、納税通知書に記載の「納期限」までに納めてください。「納期限」を過ぎてしまうと「滞納」になります。

督促状

「納期限」までに納付されなかった場合は、納期限後20日以内に「督促状」による納付を催促します。

納税の催告

「督促状」でも納めない場合は、「催告書」の送付、電話催告(自宅や勤務先など)、自宅訪問等で納付を催促します。

財産の調査

滞納者に財産があるか、官公署や金融機関などに対して財産調査、勤務先に給与調査を行います。(国税徴収法第141条)

差押え

預貯金、給与、生命保険、自動車、土地、家屋などの差押えを行います。

公売・換価

差押えた動産、不動産等の財産を公売で売却し、換価により現金化します。

町税に充当

この売却代金を未納の町税に充てます。



■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

平成30年度国民健康保険税納税通知書と納付書に記載の納期限誤りについて

今年度、町民税務課から送付しました「平成30年度国民健康保険税納税通知書」と「納付書」において、納期限の記載誤りがあることが判明しました。

下記のとおり訂正いたしますとともに、皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

訂正箇所 ①納税通知書7頁に記載されている【第6期の納期限】 ②第6期の納付書に記載されている【納期限】

(誤)平成31年1月4日 → (正しい納期限)平成30年12月25日

※第6期納期限の記載誤りであり、税額等その他の変更はありません。

＜納付書で納付される方へ＞ お手元の納付書を使って、正しい納期限内に納付をお願いします。

＜口座振替で納付される方へ＞ 第6期分は正しい納期限(12月25日)に、これまでと同じ貴指定口座から引落しします。

※平成30年分所得税確定申告や町の住民税申告等で社会保険料控除として控除される方は12月中の納付が必要です。

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014